

## 「未利用地の公募貸付事業」質問内容と回答（過去公募分）

2023/8/3

No.	質問内容	回 答
1	時間貸駐車場を計画している場合、利用計画書の略図の部分にレイアウトを貼り付けてもよろしいでしょうか。また、事業計画書で提出したレイアウトをオープン前に軽微な変更をすることは問題ありませんでしょうか。	利用計画書の略図部分に貼り付けていただいても、別紙としてご提出いただいても構いません。 軽微な変更であれば問題ありませんが、事前に本市と協議（報告）のうえ、承認を得るようにしてください。
2	実施要項「6 応募図書 (2)応募者に関する資料」のうち「③直近1期分の納税証明書 (イ)都道府県民税及び法人市町村民税の納税証明書（「法人都道府県民税」及び「法人市町村民税」に滞納がないことの証明書）」について、本社の納税証明書か、西宮市に納めている納税証明書か、どちらを提出すればよろしいでしょうか。	賃貸借契約上で借受人（借主）となる法人に関する書類をご提出ください。
3	地面の舗装は事業者負担ですが、解約撤去後の対応は舗装も剥がして更地返還しなければならないのでしょうか。	原則として更地返還（原状回復）のうえ返還していただきますが、工作物の残置を承認する場合がありますので、原状回復作業の開始前に本市にご相談ください。
4	実施要項「4 応募者の条件と留意事項 (2)応募にあたっての留意事項」において、地面の舗装について「契約終了時には、借受人が自己の責任と負担のもとで原状回復」とありますが、契約終了時に西宮市もしくは次回落札者と協議のうえ、舗装を売却することは可能ですでしょうか。	原状回復を原則としているため、借受人が設置した舗装等を本市が買い取ることはありませんが、今回の貸付対象物件について再募集することとなった場合において、借受人が設置した舗装等を次期借受人に譲渡等を行うことを妨げるものではありません。
5	地面の舗装の仕様は事業者の定める内容で問題ありませんでしょうか。	実施要項や関係法令等を遵守したものとしてください。
6	側溝やグレーチングの仕様について決まりなどはありますでしょうか。	

7	現地状況について、舗装が敷かれているのか、敷かれていないのか。また、敷かれているのであれば、その仕様や舗装範囲をご教示ください。	仕様図書等はありません。なお、従前は駐車場として利用されていた実績があります。
8	時間貸駐車場で運営をする場合、場内トラブルが起きた際は、遠隔操作で車両の出庫対応ができるようにし、自社でコールセンターを完備しておく必要はありますでしょうか。	貸付期間中における物件の維持管理等については、借受人の責任においてご対応いただくこととなります。 ご質問の項目について、利用にあたっての必須条件とはいたしません。実施要項や関係法令等を遵守したうえで適宜ご対応ください。
9	時間貸駐車場で運営をする場合、入出庫渋滞の対応策として、現地に行かなくても満車か空車が分かる満空配信（スマホアプリなどで）は必要でしょうか。	
10	駐車場精算機について、クレジットカードや電子マネーを使えることは必須条件でしょうか。	
11	敷地内でのトラブル時、24 時間対応が可能なサービスを提供していることは必須条件でしょうか。	
12	既設フェンスなどへの告知物（注意喚起など）を設置することは可能でしょうか。	
13	敷地内に自動販売機の設置は可能でしょうか。	自動販売機の設置は可能です。ただし、実施要項や関係法令等を遵守するとともに、近隣住民の要望等があった場合は、調整のうえ設置を検討してください。
14	近隣住民の方へ工事等の事前説明にあたって、ご納得いただけない場合、西宮市にもご協力をいただけますでしょうか。	借受人にご対応いただくことを前提として、本市として可能な限り協力いたします。
15	入札の参加企業について、昨今の個人情報保護の観点から、プライバシーマークを付与されていることは必須になりますでしょうか。	利用にあたっての必須条件とはいたしません。
16	10 月分の納付金を 11 月に 10 月分と 11 月分をお支払いさせて頂くことは不可能でしょうか。	貸付料は、本市が定める納付書により当月末までに納付してください。

(以下、余白)